

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第4期中長期目標 新旧対照表(案)

変 更 案	現 行
<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)</p> <p>1. 政策体系におけるNEDOの位置づけ (略)</p> <p>2. NEDOを取り巻く現下の経済社会情勢 現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)、地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)、エネルギー・環境イノベーション戦略(平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議)、科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年6月閣議決定)、経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」(平成28年5月)、産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」(平成29年10月)において以下のような課題が示されている。さらに、経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」(令和元年6月)において革新的シーズの創出、スタートアップの育成、オープンイノベーション等を徹底的に推進する必要性が示されている。また、令和元年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2019」において、将来を見据えて我が国の研究力の抜本的な強化を図る必要性、また、自由な発想に基づく独創的な研究の土壌を確保する重要性が示されている。加えて、令和2年1月に決定された「革新的環境イノベーション戦略」において、気候変動問題という世界の喫緊の課題に対応する必要性が示されている。</p> <p>さらに、令和2年12月に経済産業省が関係省庁と連携して策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(以下「グリーン成長戦略」という。)において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策が示されている。</p> <p><u>また、経済財政運営と改革の基本方針(令和3年6月閣議決定)及び統合イノベーション戦略2021(令和3年6月閣議決定)において、経済安全保障の取組を強化・推進する必要性が示されている。</u></p> <p>①～⑩ (略)</p> <p><u>⑩ 安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大するとともに、コロナ禍によりサプライチェーン上の脆弱性が国民の生命や生活を脅かすリスクが明らかになる中、国際連携の充実も図りつつ、経済安全保障の確保・強化のため、宇宙、量子、AI、スーパーコンピューター・半導体、原子力、先端材料、バイオ、海洋等の先端分野における重要技術について、関係省庁と大学、研究機関、企業等の密接な連携の下、実用化に向けた強力な支援を行う必要がある。【経済財政運営と改革の基本方針、統合イノベーション戦略2021】</u></p> <p>(別添) 政策体系図</p> <p>3. 第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)</p> <p>1. 政策体系におけるNEDOの位置づけ (略)</p> <p>2. NEDOを取り巻く現下の経済社会情勢 現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)、地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)、エネルギー・環境イノベーション戦略(平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議)、科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年6月閣議決定)、経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」(平成28年5月)、産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」(平成29年10月)において以下のような課題が示されている。さらに、経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」(令和元年6月)において革新的シーズの創出、スタートアップの育成、オープンイノベーション等を徹底的に推進する必要性が示されている。また、令和元年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2019」において、将来を見据えて我が国の研究力の抜本的な強化を図る必要性、また、自由な発想に基づく独創的な研究の土壌を確保する重要性が示されている。加えて、令和2年1月に決定された「革新的環境イノベーション戦略」において、気候変動問題という世界の喫緊の課題に対応する必要性が示されている。</p> <p>さらに、令和2年12月に経済産業省が関係省庁と連携して策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(以下「グリーン成長戦略」という。)において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策が示されている。</p> <p style="text-align: right;">〔新設〕</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p style="text-align: right;">〔新設〕</p> <p>(別添) 政策体系図</p> <p>3. 第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>Ⅱ. 中長期目標の期間</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>第4期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、上記ミッションを実現するため、1. から6. の業務項目毎に取組を行うものとする。</p> <p>また、新たに追加される、高性能な半導体（以下「特定半導体」という。）の生産施設整備等の助成業務を含め、NEDOの業務活動が、①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野、⑤特定公募型研究開発業務、⑥特定半導体の生産施設整備等の助成業務に分類されることから、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とする。</p> <p>評価に当たっては、別紙の評価軸等に基づき実施するものとする。なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取り組むものとする。</p> <p>1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標 1. - 3</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>ナショナルプロジェクト実施前に行う先導研究において、外部審査委員会において非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマを第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも全体の40%以上とする目標を新たに設ける。</p>	<p>(略)</p> <p>Ⅱ. 中長期目標の期間</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>第4期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、上記ミッションを実現するため、1. から5. の業務項目毎に取組を行うものとする。</p> <p>また、平成30年2月の本中長期目標策定当時は、NEDOの業務活動単位が、交付金事業を中心に概ね①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野に分類され、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」としてきたが、第4期中長期目標期間開始以降、毎年度、特定公募型研究開発事業（基金）の業務を追加してきたことから、NEDOの業務におけるポートフォリオは大きく変化している。そのため、上記の4分類から特定公募型研究開発業務を切り離し、評価単位を①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野、⑤特定公募型研究開発業務の5分類とする。</p> <p>評価に当たっては、別紙のとおり、評価単位ごとに1. から5. の評価項目について評価軸等に基づき実施するものとする。なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取り組むものとする。</p> <p>1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標 1. - 3</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>ナショナルプロジェクト実施前に行う先導研究において、外部審査委員会において非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマを第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも全体の40%以上とする目標を新たに設ける。</p>

変 更 案	現 行
<p><u>※数値目標を見直し、令和4年度は65%以上とすることを目標とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標2. - 2</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>NEDOが技術と資金の結節点となり、研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たすことを測る指標として、民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額を指標とする目標を新たに設ける。</p> <p>具体的には、NEDOの支援をきっかけとして、研究開発型ベンチャーが民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を指標とし、民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金をNEDO支援額で除して得られる倍率について、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第3期中長期目標における実績見込み(2.25倍)から5割引き上げ3.46倍以上とすることを第4期中長期目標期間の目標とする。</p> <p><u>※数値目標を見直し、令和4年度は7.08倍以上とすることを目標とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標3. - 1</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標3. - 2</p> <p>【目標】</p> <p>NEDO事業(戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)事業等内閣府が戦略を策定し推進するものを除く。)に参加する40才以下の若手研究員及び女性研究員を、年間1,400人以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。</p> <p><u>※数値目標を見直し、令和4年度は6,200人以上とすることを目標とする。</u></p>	<p>[新設]</p> <p>(略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標2. - 2</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>NEDOが技術と資金の結節点となり、研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たすことを測る指標として、民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額を指標とする目標を新たに設ける。</p> <p>具体的には、NEDOの支援をきっかけとして、研究開発型ベンチャーが民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を指標とし、民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金をNEDO支援額で除して得られる倍率について、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第3期中長期目標における実績見込み(2.25倍)から5割引き上げ3.46倍以上とすることを第4期中長期目標期間の目標とする。</p> <p>[新設]</p> <p>(略)</p> <p>3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標3. - 1</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標3. - 2</p> <p>【目標】</p> <p>NEDO事業(戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)事業等内閣府が戦略を策定し推進するものを除く。)に参加する40才以下の若手研究員及び女性研究員を、年間1,400人以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。</p> <p>[新設]</p>

変 更 案	現 行
<p>4. 技術分野ごとの目標</p> <p>(略)</p> <p>5. 特定公募型研究開発業務の実施</p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④経済安全保障重要技術育成プログラム事業</p> <p><u>経済財政運営と改革の基本方針及び統合イノベーション戦略 2021 を踏まえ、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。このため、NEDOは、令和 3 年度において、国から交付される補助金により基金を設け、プロジェクトを推進する体制の整備を着実に進める。令和 4 年度以降は、国の研究開発ビジョンを実現する研究開発プロジェクトを実施し、技術面での事業推進支援、プロジェクトに付随する調査・分析等、プロジェクトマネジメントの実施等を担うものとする。研究開発の推進においては、その途中段階において、目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて経済産業省等に報告する。</u></p> <p><u>なお、運営方針等を踏まえ、令和 4 年度において、評価軸、評価指標、モニタリング指標を改めて定める。</u></p> <p>○目標 5. - 4</p> <p>【目標】</p> <p><u>NEDOは、基金の設置及び関係規程の整備を進める。</u></p> <p>6. 特定半導体の生産施設整備等の助成業務の実施</p> <p><u>成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、デジタル社会を支える高性能な半導体の生産拠点について国内立地を促進し確実な供給体制を構築することが必要であることが示されたことを踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和 2 年法律第 37 号、以下「5G 促進法」という。）に基づいて、特定半導体の生産施設の整備・生産を支援する計画認定制度が創設された。NEDOは、経済産業省と緊密に連携し、5G 促進法第 29 条の規定に基づき、基金を造成して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。</u></p>	<p>4. 技術分野ごとの目標</p> <p>(略)</p> <p>5. 特定公募型研究開発業務の実施</p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

変 更 案	現 行
<p><u>○目標6</u></p> <p><u>【目標】</u></p> <p><u>NEDOは、認定事業者が円滑に特定半導体の生産施設の整備・生産を進めることができるよう迅速かつ正確に助成業務の執行を行うことが期待される。このため、NEDOが実施する助成業務について外部有識者による外部評価を行い、適切に実施しているという評価（2段階評点で上位の区分の評価）となることを目標とする。</u></p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備するものとする。その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用の目標を設定し、その達成に努めるものとする。<u>新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>特に、PM等、高度の専門性が必要とされる役職については、産学官からの優れた人材の登用を行うこととする。また、外部人材の登用等に当たっては、利益相反に留意し、更なる透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>また、NEDO職員の大学を始めとする研究機関や民間企業への派遣も含め、人材の流動化を促進するとともに、NEDOのマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図るものとする。</p> <p>さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2. 公正な業務執行とアカウンタビリティの向上</p> <p>(略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備するものとする。その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用の目標を設定し、その達成に努めるものとする。</p> <p>特に、PM等、高度の専門性が必要とされる役職については、産学官からの優れた人材の登用を行うこととする。また、外部人材の登用等に当たっては、利益相反に留意し、更なる透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>また、NEDO職員の大学を始めとする研究機関や民間企業への派遣も含め、人材の流動化を促進するとともに、NEDOのマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図るものとする。</p> <p>さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2. 公正な業務執行とアカウンタビリティの向上</p> <p>(略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p>

変 更 案				現 行			
(別紙) 評価軸 別添 政策体系図 以 上				(別紙) 評価軸 別添 政策体系図 以 上			
(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸				(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸			
評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標	評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
【エネルギーシステム分野】	1. (略)	(略)	(略)	【エネルギーシステム分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)		4. (略)	(略)	(略)
【省エネルギー・環境分野】	1. (略)	(略)	(略)	【省エネルギー・環境分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)		4. (略)	(略)	(略)
【産業技術分野】	1. (略)	(略)	(略)	【産業技術分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)		4. (略)	(略)	(略)
【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. (略)	(略)	(略)	【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)		4. (略)	(略)	(略)
【特定公募型研究開発業務】	1. (略)	(略)	(略)	【特定公募型研究開発業務】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	<u>4. 経済安全保障重要技術育成プログラム事業</u>	<u>○国から交付される補助金による基金を設置し、研究開発を推進する体制の整備</u>	<u>・基金の設置及び研究開発を推進する体制の整備の進捗（評価指標）</u>		[新設]		

変 更 案				現 行			
		<u>が進捗したか。</u>	<u>・関係規程の整備状況 (モニタリング指標)</u>				
<u>【特定半導体の生産 施設整備等の助成業 務】</u>		<u>ONEDOが特定半 導体の生産施設整備 等の助成業務を適切 に行っているか。</u>	<u>・外部有識者による外 部評価の評点(評価指 標)</u> <u>・認定事業者の交付申 請から交付決定までの 期間や支払い請求から 支払いまでの期間(事 業執行の迅速性)、助成 金・利子補給金の交付 状況(事業執行の正確 性)(モニタリング指 標)</u>	[新設]			
(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。				(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。			